

## 第12 障害児入所施設における支援

- ・ 障害児入所施設においても、被虐待児童が生活しているなど、障がい児の養育の特質に鑑みれば、できる限り良好な家庭的環境の中で養育が行われる必要があります。

### 1 地域の現状

- ・ 福祉型障害児入所施設（3か所）のうち、ユニット化等によりできる限り良好な家庭的環境を整備している施設<sup>47</sup>数及び当該環境で生活している障がい児の数は、（図表12-1）のとおりです。
- ・ なお、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）で居室定員は4人以下と定められている中、より小さな生活単位の2人部屋が26人分、更に個室も15人分整備されており、2人以下の居室定員は全体の約7割に相当します（参考）。

（図表12-1）福祉型障害児入所施設のユニット化等の状況

項目	現在の整備・取組状況等	
	R5	R6見込
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数(か所)	—	1
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障がい児の数(人)	—	10

※各項目、各年度当初時点

（参考）福祉型障害児入所施設の個室等の整備状況（令和6年度末見込）

項目	定員数	割合
1人部屋	15	68.3%
2人部屋	26	
3人以上部屋	19	31.7%
計	60	100.0%

（出典）大分県障害福祉課調べ

<sup>47</sup> 「障害児入所施設における小規模グループケア加算費について」（平成24年8月20日付け障発0820第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、小規模グループケア加算を取得している施設。

## 2 整備・取組方針等

- ・ 県においては、引き続き、障がい特性に応じた養育環境を提供するとともに、「大分県障がい者計画（第2期）<sup>48</sup>」に基づいて、入所施設での権利擁護や短期入所の充実など、障がい児やその家族への支援等を推進します。
  - ① 社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した施設整備を推進します。
  - ② 個別の支援ニーズに応じた短期入所等の提供体制の整備を推進します。
  - ③ 利用者が権利として適切なサービスを受けられるよう、福祉サービスに関する苦情解決制度の充実と周知に一層努めます。
  - ④ 障がい者が生活の様々な場面で権利を侵害されることなく安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使を支援する関係機関、団体等とのネットワーク化を図ります。
  - ⑤ 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」と「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の趣旨、目的等を県民や事業所等へ啓発する効果的な活動を行います。
  - ⑥ 障がい者に対する差別、人権・財産侵害等の事案に県が主体的に関係機関と連携し、適切に対応します。
  - ⑦ 障がい福祉サービス事業所等における処遇改善を図り、職員の資質向上や職場定着を推進します。また、業務に従事するために必要となる資格を取得するための研修を実施し、サービス提供に必要な人材を養成します。
- ・ 福祉型障害児入所施設に在籍するこどもの権利擁護に関する取組については、新たに意見表明等支援事業を実施するため、サポートツール等を用いて、より分かりやすい制度趣旨等の説明を行い、こどもの権利についての理解促進を図ります。
- ・ 家庭養育優先原則に基づき、代替養育を必要とする障がい児の里親等委託が進むことが考えられます。県においては、里親支援センターやフォスタリング機関と連携し、障がい児を養育する里親等の支援ニーズを把握し、訪問などを通じて障害児入所施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障がい児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を推進するとともに、障がい児を受入れる（子育て短期支援事業の委託を含む。）里親等のリクルート活動をより積極的に行います。

<sup>48</sup> 障害者基本法に基づいて新たに策定する大分県障がい者基本計画（第6期）、障害者総合支援法等に基づく大分県障がい福祉計画（第7期）・大分県障がい児福祉計画（第3期）及び障害者文化芸術推進法に基づく大分県障がい者芸術文化推進基本計画（第2期）等を統合した計画。令和6年度～11年度までの6年間を計画期間としており、大分県長期総合計画（令和6年10月公表）の部門計画に位置付けられている。